

## **[事案 23-223] がん入院給付金支払請求**

・平成 24 年 7 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

がんの治療を直接の目的とした入院とは認められないことを理由にがん入院給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 2 月に胃がんの手術を受け、同月退院し、同年 10 月に検査の結果、がんが胃上部に転移しているとの告知を受け、抗癌剤治療を受けたが、同月に、抗癌剤投与に伴う薬剤性腸炎により 25 日間入院した。そこでがん入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、給付金が支払われない。同期間の入院・治療は、がん治療のためのものであるので、入院期間に相当するがん入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院先病院の入院証明書（診断書）には、「抗癌剤投与に伴う薬剤性腸炎」との診断名の記述があり、その診断名の示すとおり、「抗癌剤」の副作用により「腸炎」となったことが認められる。
- (2) 同様に入院証明書（診断書）には、「胃癌術後、リンパ節転移疑いにて抗癌剤使用、その後 2 週間後より下痢、腹痛出現し、改善しないため入院となる。」と記述され、経過欄には「絶食、点滴（抗生剤含む）内服にて徐々に症状改善。大腸内視鏡にて回腸末端に不整びらんを伴う炎症。CTにて回腸壁肥厚がみられた。症状改善により退院となる。」と記述されており、いずれの記述においても「がんの治療を直接の目的とした」入院の記述がない。
- (3) 受診した病院の医師との面接記録では、治療内容について「食事制限と抗生剤の点滴と内服治療を行っています。」とし「悪性新生物の治療を直接の目的とした治療はありません。」と回答されている。
- (4) 以上のとおり、入院証明書（診断書）の診断名およびその具体的な治療内容、調査会社による医師への面談のいずれからも、約款に定める「がんの治療を直接の目的」とする入院に該当する事実はない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて、本件入院が「がんの治療を直接の目的とする入院」であるか否かについて審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 約款に定める「がんの治療を直接の目的とする入院」とは、がんそのものに対する治療、即ちがんそのものの除去や、がん細胞の減少、転移の防止を目的とする処置として、一般的に必要とされる処置、例えばがんの摘出手術や放射線療法、抗がん剤の投薬のため

の入院を意味するものであることから、抗がん剤の投与に伴う薬剤性胃腸炎を治療するための入院は、「がんの治療を直接の目的とする入院」には該当しない。

- (2) このように、給付対象を限定しているのは、がん保険が、保険料を低額に抑えるため、対象とする危険を限定していることに基づくものであり、不合理な制限ではない。
- (3) 申立人の入院は、確かにがんの治療に由来する疾病を治療するためのものであるが、がんの治療を直接の目的とする入院ではないことから、本約款に規定する入院給付金の支払要件を満たさない。